

- 三河運輸株式會社小森江造船所勞働爭議
- 一、名 稱 三河運輸株式會社小森江造船所
  - 二、所 在 地 門司市小森江
  - 三、事業の種類 造船業（船舶新造並に修理）
  - 四、資 本 金 拾萬圓（三井物産會社系）
  - 五、専 業 主 専務取締役 中 澤 猪 五 郎
  - 六、従業員數 四四名（船大工）
  - 七、爭議參加人員 全員
  - 八、爭議發生年月日 昭和九年五月九日
  - 九、爭議解決年月日 同 五月十三日
  - 十、爭議發生の原因
- 最近海運界の好況と共に造船業界も活氣を呈せるにも不拘、依然不況時代の工賃値下（前後三回に亙り約七十錢の値下な

- りと同ふ）の儘で値上げせず、且つ他工場に比しても低賃金なりとて、五月九日次の要求をなしたるも回答を得ず全員協議の結果會社側に誠意なしとて遂に十二日朝より罷業に入つたのである。
  - 十一、要求事項並に経過
- 日給平均一圓八拾錢を二拾錢宛値上すること。
- 従業員側の罷業に對し會社側では造船主任に於て早速其の代表を招き双方接衝の結果、他の造船所の賃金を勞資共同の下に調査することとなり、市内田ノ浦方面の各造船所に就き調査したるに其の協定賃金は一圓八拾五錢なるが實際の支拂賃金は夫々異り従つて標準工賃の決定に對し双方意見を固持して譲らず容易に纏まらなかつたのであるが、翌十三日午後四時より工場事務所に於て専務取締役との直接